

宇城市サッカー協会規約

第一章 総 則

(名称)

第1条 本会は、宇城市サッカー協会(以下「本会」という)という。

(事務所)

第2条 本会の事務所を宇城市小川町西北小川367-1 オガワスポーツ内におく。

第二章 組 織

(組織)

第3条 本会は日本サッカー協会制定のサッカー競技規則によりサッカーを行う団体であって、本会に加盟登録されたものをもって組織する。

2. 本会の趣旨に賛同し本会の普及・発展に寄与する個人。

第三章 目的及び事業

(目的)

第4条 本会はサッカー競技の健全な普及・発展を図り、スポーツマンとしての体力の向上、人格の形成に寄与するとともにその親睦を図ることを目的とする。

(事業)

第5条 本会は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 競技会の主催、主管、後援
- (2) 競技技術の研究指導
- (3) 審判技術の研究指導
- (4) 競技の普及並びに強化
- (5) 競技及び競技会の広報・宣伝
- (6) 表彰に関すること
- (7) その他本会の目的達成に必要な事項

第四章 役 員

(役員)

第6条 本会に次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名以内
- (3) 理事 15名以内
- (4) 監事 2名以内
- (5) その他名誉会長、顧問、参与をおくことができる。

(役員等の選出)

第7条 会長、副会長及び監事は総会において選出する。

2 評議員は加盟団体から選出する。但し高校生以下の団体はその保護者及び指導者をもって充てる。

3 理事は会長が総会に諮って委嘱する。

4 理事長は理事の互選によって選出する。

5 名誉会長、顧問、参与は会長がこれを委嘱する。

(役員等の任務)

第8条 会長は本会を代表し会務を総理し、会議を主宰する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは職務を代行する。

3 評議員は総会において、重要事項を審議決定する。

4 理事は理事会を組織し、会務の執行につき審議し執行する。

5 監事は会計事務を監査する。

(任期)

第9条 役員の任期は2年とする。

2 補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。

3 役員は任期満了となっても後任が就任するまでは、引き続きその任務を行う。

第五章 会 議

(会議)

第10条 本会の会議は総会と理事会とする。

2 総会は毎年5月に会長が招集する。但し会長が必要と認めるときは、これを招集することができる。

3 総会は次の事項を審議決定する。

(1) 役員の選出

(2) 予算並びに決算

(3) 本会規約の改廃

(4) その他重要な事項

4 総会の議長には会長があたる。

5 総会は評議員の2分の1以上の出席がなければ、開会する事ができない。総会に出席できない評議員は委任状をもって議決権を行使することができる。

6 総会の議決は出席評議員の過半数の同意をもって決定する。但し可否同数のときは議長がこれを決定する。

7 理事は総会に出席して意見を述べることができる。

8 理事会は会長、副会長、理事をもって組織し次の事項を審議する。

(1) 予算案の作成

(2) 予算の執行並びに決算

(3) 事業計画案の作成と実施

(4) 賞罰の裁量とその処置

(5) 第5条の決定

(6) 各種記録の作成と保存

9 理事会は必要に応じて会長が招集する。

10 理事会の議決は出席理事の過半数の同意で決定する。

11 名誉会長、顧問、参与並びに監事は会議に出席して意見を述べるることができる。

第六章 事務局及び会計

(事務局)

第11条 本会の事務を処理するため事務局をおく。

2 事務局に事務局長及び他の局員をおく。

3 前項の局員は会長が任命する。

(会計)

第12条 本会の経費は会費、事業収入、補助金、寄付金、その他をもって充てる。

2 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

3 本会は総会の議決によって特別会計を設けることができる。

第七章 雑 則

(雑則)

第13条 この規則に定めるもののほか必要な事項は会長が理事会に諮り別に定める。

附 則

この規則は平成17年6月17日から施行する。

附 則

この規則は平成19年5月15日から施行する。